

船舶事故調査報告書

平成28年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年7月25日 09時18分ごろ
発生場所	山口県下関市彦島北方沖 下関港南風泊A防波堤東灯台から真方位067° 1,520m付近 (概位 北緯33° 57.6′ 東経130° 53.9′)
事故の概要	漁船第三十八祐幸丸は、南東進中、また、プレジャーボート第七惠比須丸は、漂泊中、両船が衝突した。 第三十八祐幸丸は、右舷船首部外板に擦過傷を生じ、また、第七惠比須丸は、右舷後部外板に亀裂を生じた。
事故調査の経過	平成27年7月27日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三十八祐幸丸、19トン SA2-1959、株式会社祐幸丸 第290-63500号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 第七惠比須丸、5トン未満 290-26617福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷後部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	船長Aは、レーダーを使用して船首方を確認した際、他船の映像を認めなかったため、船首方には他船はいないものと思って航行を続けていた。 船長Bは、船尾部で釣りをしていたところ、A船がB船に接近してきたので、A船との衝突のおそれを感じ、衝突を避けようと思い機関を始動して、船尾からパラシュート型シーアンカー（以下「パラアンカー」という。）を格納中、A船が至近となったので、左舷側に逃げた。 B船は、黒色の球形形象物1個を掲げていたが、装備していた電子ホーンを使用しなかった。
分析	A船は、船長Aが、船首方には他船がないものと思い、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考え

	<p>られる。</p> <p>B船は、パラアンカーを投入して漂泊中、船長Bが、接近するA船と衝突のおそれを感じた際、電子ホーンを使用して注意喚起を行わなかったことから、機関を始動したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船の船長Aが、見張りを適切に行っておらず、また、B船の船長Bが、注意喚起を行わなかったため、A船が漂泊中のB船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>